

## 和歌山県立医科大学医学部教員選考実施規程

制 定 平成 27 年 3 月 31 日和医大規程第 89 号  
最終改正 平成 29 年 12 月 26 日和医大規程第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学教員選考規程（昭和 47 年 1 月 25 日和医大規程第 1 号。以下「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、和歌山県立医科大学医学部の准教授、専任の講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任に関する選考の方法等について定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 規程第 2 条各号に該当する場合においては、学長はそれぞれの事由が生じたとき速やかに教育研究審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、教員候補者（以下「候補者」という。）の選考を開始するものとする。

(選考機関)

第 3 条 教員の採用及び昇任の選考のため、審議会に医学部教員選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、医学部教授会構成員をもって組織する。ただし、基礎医学部門（先端医学研究所を含む。以下同じ。）及び臨床医学部門（地域医療支援センター及び臨床研究センターを含む。以下同じ。）の教員の採用及び昇任に関する選考の場合にあっては、教養・医学教育大講座の教授は審議に加わらないものとする。

3 教育研究開発センターの教授については、当該教授の専門分野及び経歴に応じ、選考会議の審議を経て議長が所属する部門を決定するものとする。第 6 条第 3 項においても同様とする。

4 選考会議の議長は、医学部長とする。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(基礎医学部門及び臨床医学部門等の教員の選考)

第 4 条 基礎医学部門及び臨床医学部門等の教員の選考は、選考会議において審議の上、これを行う。

2 前項における選考は、准教授及び専任の講師にあっては投票によるものとする。

3 選考会議は、第 1 項の審議の結果、前項の投票の結果及び候補者の経歴等を付して、審議会に候補者を推薦するものとする。

第 5 条 候補者の募集は公募又は推薦により行うものとする。

2 公募の条件は、主任教授が具体事項を示すものとする。

3 公募の公示は、医学部長名で行うものとする。

4 公募における候補者の選考は、主任教授が行うものとする。

5 採用及び昇任に係る候補者の推薦は、主任教授が行うものとする。

6 臨床医学部門の助教の採用に係る候補者の推薦は、主任教授が不在の場合のみ、附属病院長が行うことができるものとする。

(教養・医学教育大講座の教員の選考)

第 6 条 教養・医学教育大講座の教員の採用選考については、選考会議に、教養・医学教育大講座教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。

2 教養・医学教育大講座の教員の昇任選考については、第 4 条の規定に準じるものとする。

3 選考委員会委員の構成は、原則として、別表のとおりとする。

4 前項に規定する委員は、学長、副学長（医学部長、保健看護学部長及び附属病院長を除く。）、医学部長及び附属病院長が協議の上、教授の中から指名するものとする。

第 7 条 候補者の募集は、公募によるものとする。

2 前項の公募に際しては、推薦者は推薦書を提出しなければならない。

3 前項の推薦書については、当該候補者が、選考委員会の審議を経て選考委員長から指名、推薦された者である場合に限り、省略することができる。

4 選考委員会委員は、推薦者になることができない。

- 5 選考委員会は、原則として候補者1名を選定するものとする。ただし、教養教育を行う上で、候補者の専門分野等について広く意見を徴し、判断を求めることが必要であると認める場合は、複数の候補者を選定することができる。
- 6 選考委員会は、前項の規定により候補者を選定したときは、選考会議に報告するとともに、その意見を求め、当該意見を付して審議会に候補者を推薦するものとする。
- 7 第5項のただし書の規定により、推薦する候補者が複数の場合は、できる限り順位を付するものとする。
- 8 第5項の規定により推薦する候補者を選定するための選考委員会は、全委員の4分の3以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 9 選考委員会は、選考経過等を適宜、選考会議に報告するものとする。
- 10 選考委員会は、候補者を審議会に推薦する際は、選定理由等も併せて報告するものとする。

(審議会の答申)

第8条 審議会は、第4条第3項の規定により選考会議によって推薦された候補者又は前条第6項の規定により選考委員会によって推薦された候補者について審議し、その結果を学長に答申するものとする。

(候補者の決定)

第9条 学長は、審議会の答申を踏まえた上、候補者を決定するものとする。

- 2 学長は、候補者を決定した場合は、速やかに審議会へ報告するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、審議会において構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(雑則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、審議会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県立医科大学医学部教員選考実施規程（平成21年6月23日和歌山県立医科大学規程第31号。以下「旧規程という。」）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に選考が継続している教員の選考については、この規程を適用する。この場合において、旧規程に基づき置かれた選考委員会は、この規程に基づいて置かれた選考委員会とみなす。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月26日から施行し、改正後の和歌山県立医科大学医学部教員選考実施規程の規定は、同年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日から施行する

別表

医学部長	教養	基礎	臨床
1名	全ての者	3名	